

◎小郡市の優遇制度

■小郡市事業所等設置奨励条例

共通要件：市内に事業所等を新設または増設

優遇の対象業種	要件	優遇の種類	優遇の可否	
			取得型※1	賃借型
【工業系】 ①製造業 ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(電気自動車等の先端技術・低燃費・環境配慮型等) ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連(太陽光・風力発電等の環境配慮型製品等) ・次世代産業関連(水素エネルギー・有機EL等) ・バイオ関連(製薬製造等) ・航空宇宙関連(航空機・同附属品製造・宇宙機器産業(ロケット・衛星等)等) ・食料品製造関連(食料品加工・製造等)	【設備投資額】 ・1億円以上(用地費除く) 【常時従業員】 ・10人超	課税免除	○	×
		雇用奨励金	○	×
		企業立地奨励金 <small>※市または市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合</small>	○	×
②データセンター				
【オフィス系】 ③ソフトウェア業 ④情報処理・提供サービス業 ⑤学術・開発研究機関 ⑥デザイン業 ⑦機械設計業 ⑧コンタクトセンター	【設備投資額】 ・要件なし	課税免除	○	×
		雇用奨励金	○	○
	【常時従業員】 ・3人以上	事業所設置奨励金	×	○
		企業立地奨励金 <small>※市または市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合</small>	○	×

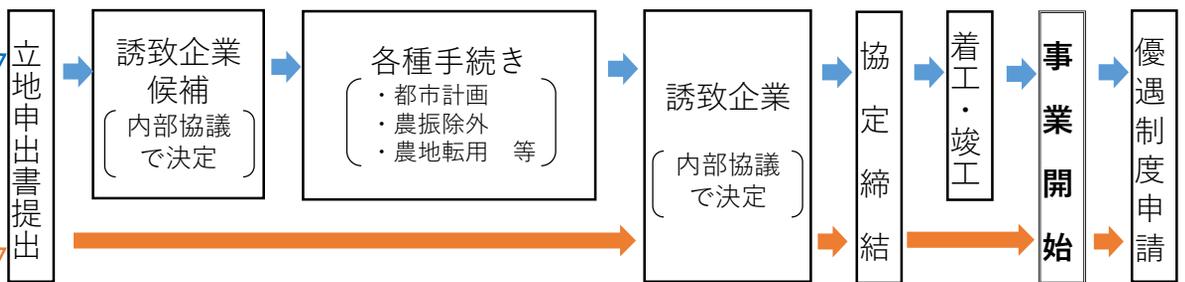
- 課税免除
：固定資産税の課税免除 < 3年度間 >
- 雇用奨励金
：市民の新規常用雇用者数 × 20万円 【限度額】 1,000万円 < 1回限り >
- 事業所設置奨励金
：事業所の年間賃借料(敷金等を除く) × 5.0% 【限度額】 150万円/年 < 3年度間 >
※事業開始日から5年以内に事業を廃止する場合は、事業所設置奨励金の一部または全部を返納していただきます。
- 企業立地奨励金
：固定資産税額相当額 【限度額】 1億円 < 1回限り >

※1取得型・・・土地・建物等を取得し、直接事業を行う場合

優遇の内容

各種手続きが必要な場合は、当該手続き前の初期段階で提出

上記③～⑧賃借の場合は、賃貸借契約日前日または事業開始30日前までに提出



◎福岡県の優遇制度

■福岡県企業立地促進交付金(福岡県企業立地促進交付金交付要綱)

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/preferential/>

◎グリーンアジア国際戦略総合特区

本特区では、国の税制・金融等の支援措置に加え、福岡県企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除など地域独自の支援措置を講じ、企業の設備投資を後押ししています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/greenasia-gaiyou.html>